

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

【基本認識】

- 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。人口の半数超は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して増大する家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、性暴力や配偶者等からの暴力の被害が生じたりするといったジェンダー課題の増幅が懸念される。また、それによって女性の就業継続が困難となれば、医療、介護、保育等、復旧・復興に向けた社会経済活動に不可欠な機能の維持にも懸念が生じかねない。固定的な性別役割分担意識はまた、女性のみならず、復旧・復興期における男性の孤立や活力の低下に影響するといわれている。
- したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。また、男女問わず悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、生活再建に向けた心身のケアも重要である。
- こうした認識のもと、「防災基本計画」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を反映するとともに、防災分野における方針決定過程及び災害対応の現場への女性の参画を推進してきた。また、「女性・平和・安全保障（WPS）」の理念に則り、我が国では特に防災・災害対応における女性の参画とジェンダー主流化の実現が求められている。
- しかしながら、令和6年能登半島地震における被災者支援でも、避難所等において女性のニーズを配慮した対応が十分ではなく、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。
- 改めて平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく必要がある。
- このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う必要がある。

○また、能登半島地震では、様々なスキルや知見をもつ女性防災リーダーや民間支援団体等が男女共同参画の視点からの被災者支援に長期的に取り組み、全国的なネットワークを構築する動きも見られた。そのため地方公共団体が、多様な立場の女性防災リーダーや民間支援団体等とも平常時から連携し、多様性及び複合的に困難な状況に配慮し、共に地域防災力の向上に取り組んでいくよう国として後押しする必要がある。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

(1) 施策の基本的方向

○ 平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働することが、防災・復興における男女共同参画の視点の強化のために重要である。国は率先して国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 災害応急対策のための会議等において、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係省庁の間で認識を共有し、取組を促進する。
- ② 災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させる。
- ③ 災害対応に携わる関係省庁の管理職を含む職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。
- ④ 地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員（1号委員）」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。
- ⑤ 能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災庁（仮称）が果たすべき役割について、男女共同参画の視点を踏まえ検討を進める。

2 地方公共団体の取組促進

(1) 施策の基本的方向

○ 災害対応に当たっては、被災市町村とともに応援に入る都道府県・政令市の役割が大変重要であり、各地方公共団体において男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠である。また被災地の地方公共団体職員は支援者であると同時に被災者でもあることから、災害対応業務を担う職員等への支援体制の強化が必要である。

○ 「防災基本計画」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。

(2) 具体的な取組

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。
- ② 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。
- ③ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。
- ④ 東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を活かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図る。

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- ① 地方公共団体が作成する地域防災計画等において男女共同参画の視点が位置付けられ、具体的な施策が検討・実施されるよう、情報提供や助言等を行う。
- ② 避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮して取組を行う。同時に、被災者や支援者が性暴力・配偶者等からの暴力の被害者にも加害者にもならないよう、暴力は許されない行為であるという認識の普及・徹底を図る。
- ③ 初動段階から女性の視点を活かした災害対応を行うため、平常時から防災・危機管理部局の男女比率を、少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけ、あらゆる職員が災害対応に係る知見・経験を日頃から蓄積できるように、働きかけを行う。同時に、女性職員が安全・安心に災害対応業務を行うための環境整備や、男女問わず子育てや介護に携わる職員が災害対応業務に専念できるようにするためのサポート体制の強化等について検討するよう、あらゆる機会を通じて周知する。
- ④ 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。
- ⑤ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。
- ⑥ 地方防災会議委員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性について、周知を図る。
- ⑦ 自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。
- ⑧ 女性防災リーダーや女性防災士等の育成及び育成した女性防災人材の活躍を支援する地方公共団体や民間団体等の事例を展開し、全国的な女性防災人材のネットワークの構築・拡大に向けた取組を促す。

- ⑨ 防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。
- ⑩ 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。
- ⑪ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。
- ⑫ 消防吏員に占める女性の割合の増加に向け、女性の消防吏員の採用に向けた積極的な広報を実施する。また、女性専用施設等の職場環境の整備について支援を行うとともに、先進的な取組事例の全国展開及び管理職員向け研修会等を実施する。
- ⑬ 消防団への女性の積極的な入団を促進するため、女性団員の確保や女性が活動しやすい環境づくりに向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、全国の女性消防団員が一堂に会する大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させる。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された資機材の整備等を進める。

ウ 令和6年能登半島地震等を踏まえた、今後の災害対応に男女共同参画の視点を導入するための取組強化

- ① 「令和6年度 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」を踏まえ、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容の充実や、「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」の有効性の検証等、今後の災害対応に男女共同参画の視点を取り入れるために必要な取組を進める。
- ② これまでの災害における男女共同参画の視点からの取組事例やノウハウ等を体系的に整理し、平常時からHP等で共有し、発災時に地方公共団体や民間支援団体等の災害対応に当たる関係者が迅速に参照できる環境を整備する。
- ③ 大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後には、必ず、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に含まれる「避難所チェックシート」を関係地方公共団体に通知し、取組を促す。災害時に「避難所チェックシート」がスムーズに活用されるため、平常時から周知に努める。なお、避難生活の長期化により、被災者のニーズは刻々と変化するため、「避難所チェックシート」を踏まえた段階的なリストや携帯しやすいリーフレット・チラシの作成等の取組を検討する。
- ④ 災害時においても性暴力や配偶者等からの暴力の被害に関する相談窓口が継続して運営されるよう、平常時から相談窓口の持続的な体制の必要性について周知を行う等、関係機関等による検討・準備を促進する。
- ⑤ これまでの災害における女性と男性の課題や影響を把握するため、平常時、初動段階、避難生活、復旧・復興において必要な男女別データの収集・活用方法を整理

するとともに、被災者の支援ニーズを的確に把握・判断できるよう、具体的な活用事例を示す。

- ⑥ 平常時に利用している物資等を災害時にも使えるようにする「フェーズフリー」の観点を踏まえ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品等についてもローリングストックなどにより住民の備えを促す等、必要な情報提供を行う。

3 国際的な防災協力における男女共同参画

(1) 施策の基本的方向

- 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議（平成26（2014）年）⁷⁶及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施するとともに、我が国の知見と教訓を国際社会と共有する。
- 「女性・平和・安全保障（WPS）」を踏まえ、防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、意思決定の場への女性の主体的な参画を一層推進していく。

(2) 具体的な取組

- ① 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）に沿うよう、防災分野における男女共同参画について、防災に関わる国際会議の場や国際機関（UNDRRやUNITAR等）等との協力を通じて推進する。
- ② 国内の関係府省において、WPS担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023-2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。
- ③ 「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023-2028年度）」を踏まえ令和6（2024）年4月に策定された「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、防衛省一体としてWPSを強力に推進するため、WPSハンドブック、防災業務計画等の作成、変更等を通じた自衛隊の活動への反映等に取り組み、女性のエンパワメント支援を含む諸外国、機関等との連携を深める等により、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献する。
- ④ 消防分野においても、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023-2028年度）」に基づき、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

⁷⁶ 平成24（2012）年に我が国が初めて提案した同名の決議をフォローアップし、我が国が提案した決議（我が国を含む79か国が共同提案）。災害時における女性の脆弱性や、防災、災害対応、復旧・復興の過程における意思決定過程への女性の参画確保等を強調。